

食品衛生検査所事業概要

令和6年度



横浜市中心卸売市場

本場食品衛生検査所

目 次

第1 総説

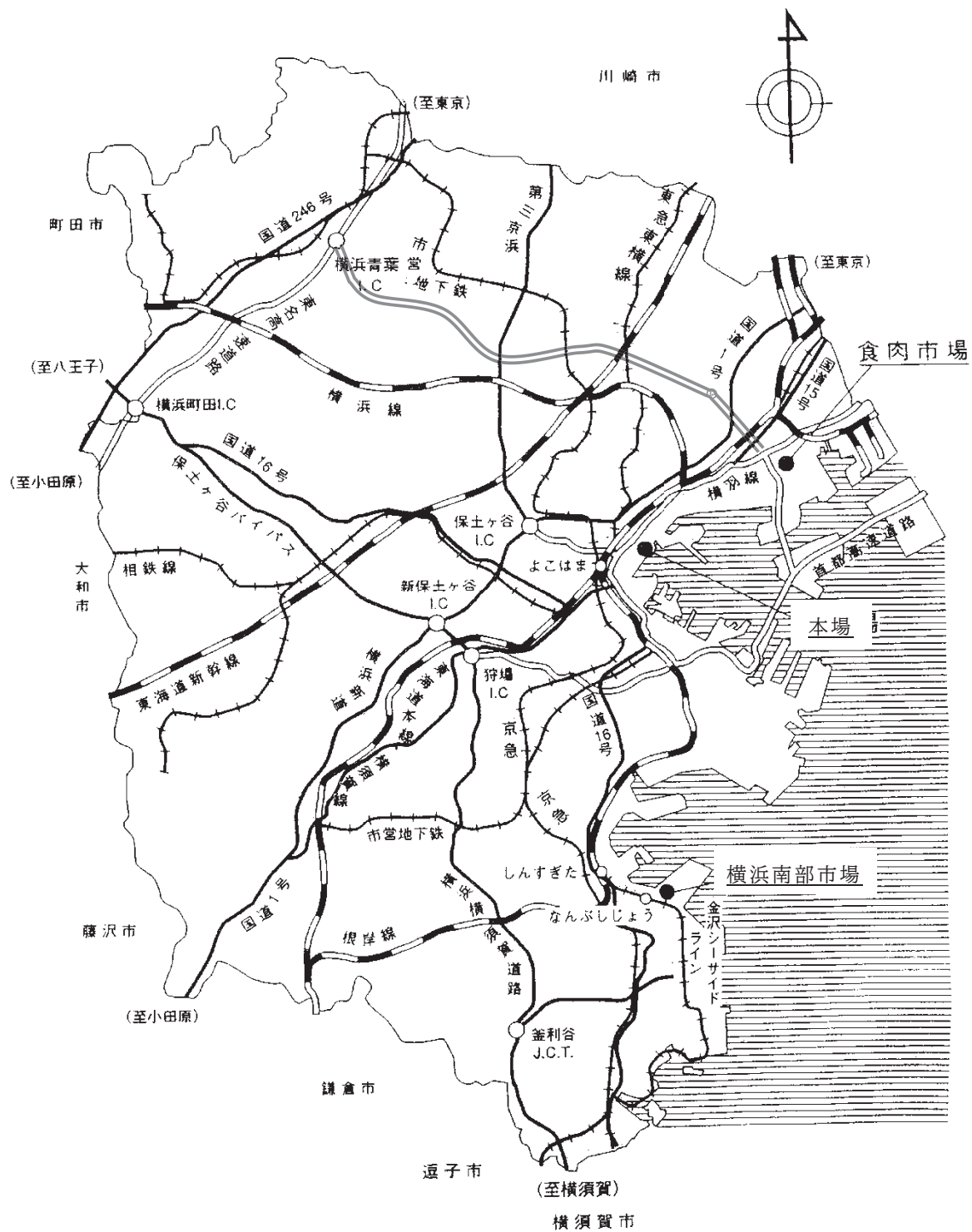
1 沿革	1
2 中央卸売市場(本場)の概要	2
(1) 面積	2
(2) 取扱量の推移	2
(3) 場内業者の内訳	3
3 市場及び検査所平面図	4
(1) 中央卸売市場本場	4
(2) 横浜南部市場	5
4 横浜市における市場食品衛生検査所の位置づけ	6
5 検査所職員内訳	6
6 検査所の業務について	7
7 主要試験検査機器一覧	8

第2 業務実績

1 業務実績	11
2 令和6年度主要業務一覧	14
3 令和6年度監視業務実績	15
4 令和6年度食品別検査状況	16
5 令和6年度食品分類別・項目別検査状況	17
(1) 理化学検査実施項目数	17

(2) 微生物検査実施項目数	18
(3) 寄生虫(アニサキス)	19
(4) 食品中の放射性物質	20
ア 水産物(市場買取分)	20
イ 農産物(市場買取分)	23
ウ 量販店・インターネット等流通販売品 (横浜市食品専門監視班依頼検査分)	24
(5) 残留農薬	25
ア 国産品(市場流通分)	25
イ 国産品(区福祉保健センター等依頼検査分)	26
(6) 動物用医薬品(抗生物質、合成抗菌剤、ホルモン剤、内寄生虫用剤等) ..	28
(7) 水銀	29
(8) PCB	30
(9) 貝毒	31
(10) ふぐ毒	31
6 違反食品等	32
7 相談対応(主な事例)	32
8 衛生教育	32
9 その他の業務	32
～食品衛生関係年表～	33

横浜市中央卸売市場等位置図

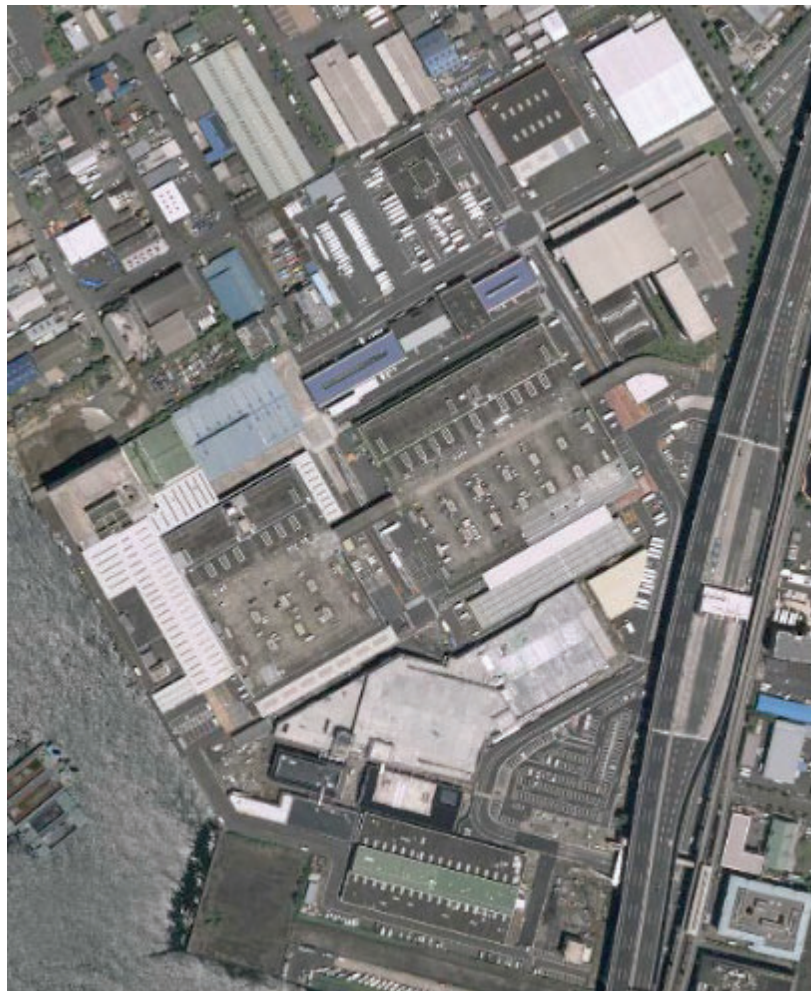


第1 総説



本場全景

国土地理院の空中写真
令和元年6月16日現在



横浜南部市場全景

国土地理院の空中写真
令和元年6月16日現在

1 沿革

昭和6年	中央卸売市場本場開場(市人口65万人、対象100万人)
昭和22年2月	神奈川県が横浜市内に中央卸売市場監視室を設置、食品衛生監視員2人が駐在
昭和25年4月	横浜市に食品衛生事務が委譲される
昭和25年5月	神奈川保健所分室食品衛生検査室発足、同保健所から食品衛生監視員4人を派遣駐在
昭和45年9月	衛生局公衆衛生課所轄の食品衛生検査所となる(8人配置)
昭和48年	10人配置となる
昭和48年10月	中央卸売市場南部市場食品衛生検査所設置
昭和48年11月	中央卸売市場南部市場開場、同時に南部市場食品衛生検査所業務開始(6人配置)
昭和49年	南部市場食品衛生検査所本格稼働10人配置となる
昭和53年4月	14年計画の「本場再整備事業」開始
昭和60年1月	同計画の一部が終了、本場食品衛生検査所新庁舎完成
昭和61年6月	中央卸売市場本場食品衛生検査所が衛生局保健部所属となる 同検査所長が行政権限の大幅な委任を受けるとともに、南部市場食品衛生検査所を統轄
平成2年6月	機構改革にともない衛生局保健部が分割され、生活衛生部が設置される 生活衛生部所属となる
平成5年7月	本場食品衛生検査所に食品監視機動班(3人)が設置される
平成6年7月	機構改革にともない、南部市場食品衛生検査所が課制となり、生活衛生部所属となる
平成11年4月	機構改革にともない、本場食品衛生検査所内の機動班が廃止され、新たに食品専門監視班として食品衛生課に設置される
平成18年4月	機構改革にともない、健康福祉局健康安全部所属となる
平成19年4月	機構改革にともない、健康福祉局健康安全部が市保健所を兼ねる
平成27年3月	中央卸売市場南部市場が中央卸売市場としては廃止となる 同物流エリアは本場の補完施設の位置づけとなり、これに伴い、 南部市場食品衛生検査所を閉所、本場食品衛生検査所と統合
令和元年9月	南部市場「賑わいエリア」がリニューアルオープン
令和2年3月	南部市場「賑わいエリア」を金沢福祉保健センター移管
令和5年4月	機構改革にともない、医療局健康安全部所属となる

2 中央卸売市場(本場)の概要

(1) 面積

本場		面積
延べ床面積		143,670平方メートル
主 な 施 設	青果棟	59,736平方メートル
	水産棟	50,946平方メートル
	関連棟	6,992平方メートル
	第1冷蔵庫棟	5,780平方メートル
	第2冷蔵庫棟	3,602平方メートル

令和7年3月31日現在

(2) 取扱量の推移

単位(トン)

取扱部門	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
青果	340,455	336,212	316,853	306,625	301,051
水産	46,887	47,132	43,614	43,744	42,158

令和7年3月31日現在

なお、平成26年度末に中央卸売市場の機能を終えた南部市場は、平成27年4月以降、その物流エリアが卸売業者・仲卸業者・売買参加者が本場で取引した物品の受け渡しを行い、本場を補完する加工・配送、流通の場として活用されています。(P.5)

(3) 場内業者の内訳

本場内卸業者			卸売業者数	仲卸業者数
水	産	物	2	58
青	果		1	26
合		計	3	84

令和7年3月31日現在

食品衛生法による分類

		営業の種類	本場件数	南部市場件数
営業許可業種	食品衛生法改正前 (注釈1)	飲食店(自動車による営業)	1	0
		飲食店(自動販売機による営業)	0	2
		飲食店(その他)	16	5
		喫茶店(自動販売機)	8	1
		喫茶店(その他)	1	0
		菓子製造業	1	0
		食肉処理業	1	1
		食肉販売業	1	0
		魚介類販売業	52	9
		魚介類せり売営業	2	0
		食品の冷凍又は冷蔵業	3	0
		氷雪製造業	1	0
		そうざい製造業	3	0
		魚介類加工業	6	2
	改正後 (注釈1)	飲食店営業	13	1
		魚介類販売業	30	16
		食肉販売業	1	2
		そうざい製造業	2	1
		菓子製造業	0	1
		水産製品製造業	7	6
		食品の小分け業	6	3
		調理の機能を有する自動販売機	0	2
	営業届出業種	魚介類販売業(包装済みの魚介類のみの販売)	10	5
		食肉販売業(包装済みの食肉のみの販売)	13	4
		乳類販売業	7	4
		氷雪販売業	1	1
		コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)	3	0
		弁当販売業	1	0
		野菜果物販売業	40	12
		米穀類販売業	1	0
		自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)及び営業許可の対象となる自動販売機を除く。)	1	0
		その他の食料・飲料販売業	9	2
		農産保存食料品製造・加工業	1	0
		その他の食料品製造・加工業	9	5
		行商	5	4
		その他	3	6
		合 計	259	95

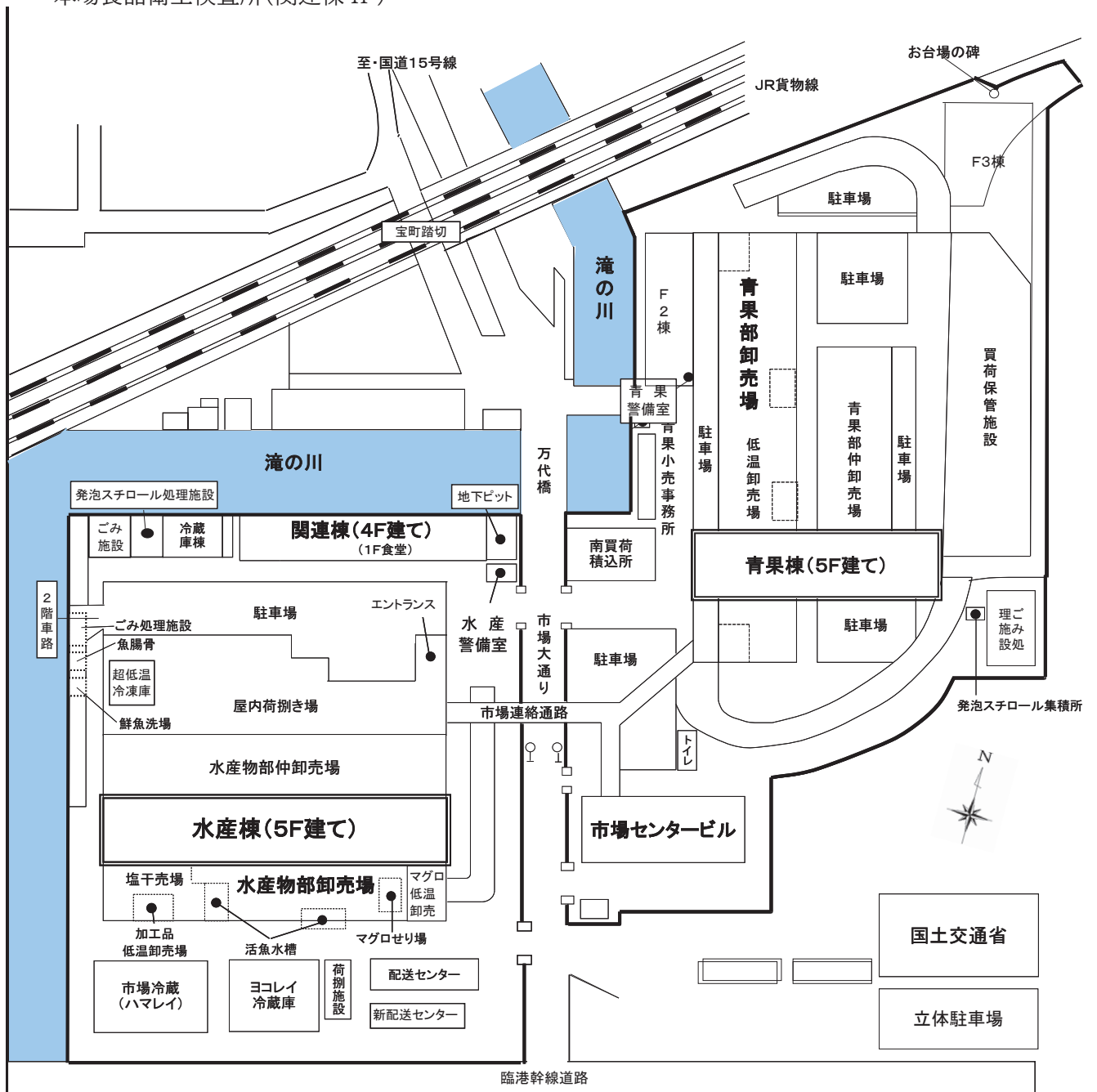
注釈1:令和3年6月食品衛生法の改正により、営業許可制度の再編・営業届出制度の新設が行われました。
法改正の前後で、同一業種であっても行える業務が異なることから、改正前後で分けて記載しています。

令和7年3月31日現在

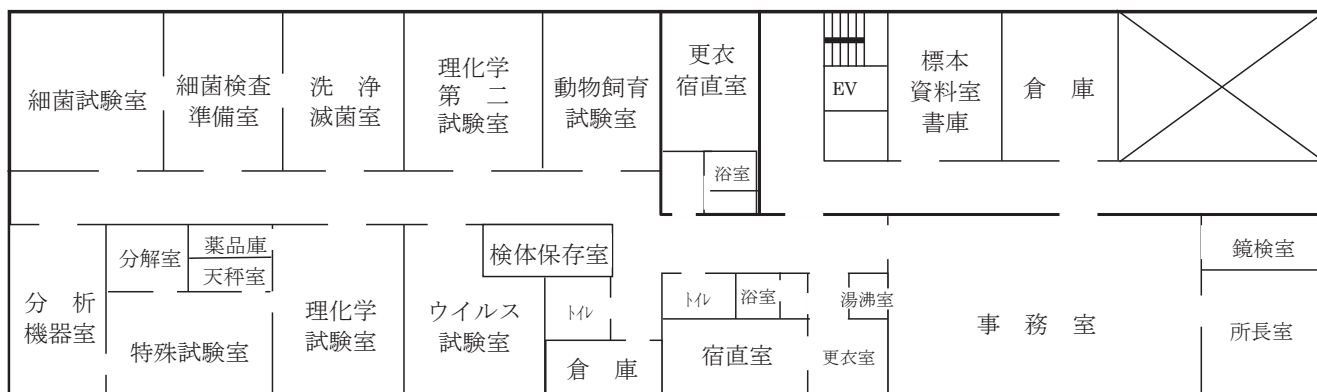
3 市場及び検査所平面図

(1) 中央卸売市場本場 平面図

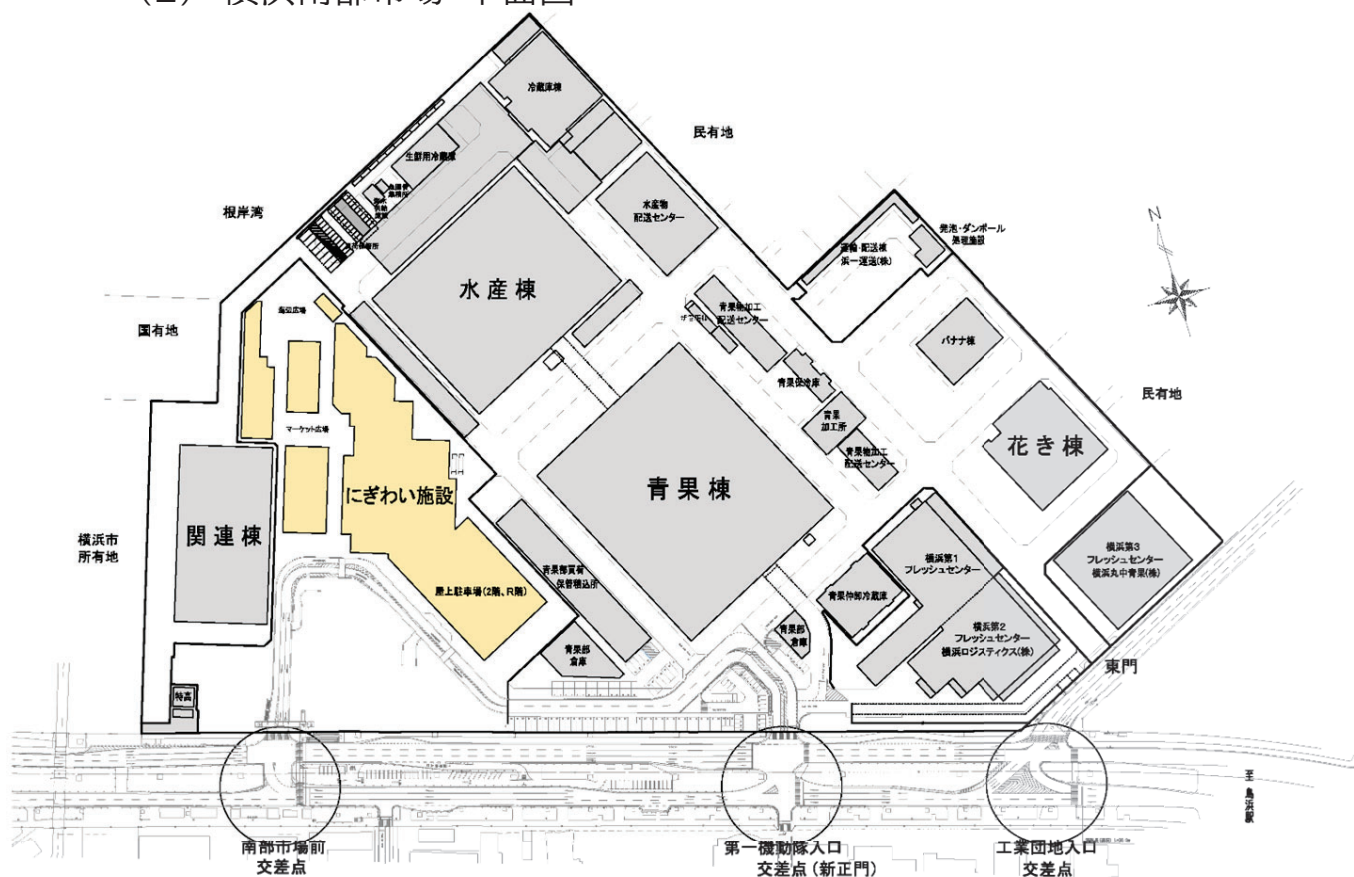
本場食品衛生検査所(関連棟4F)



中央卸売市場本場食品衛生検査所 総面積744.0㎡



(2) 横浜南部市場 平面図

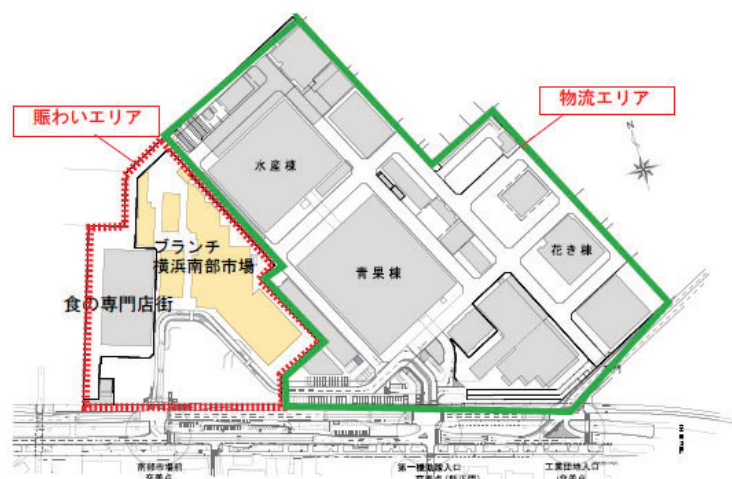


令和7年3月 31 日現在

《参考》「物流」と「賑わい」を合わせ持った新たな横浜南部市場

横浜市は、市場の再編・機能強化に伴い、南部市場を、中央卸売市場本場を補完する「物流エリア」(約 12.2 万㎡)と、「食」をコンセプトとした集客施設の「賑わいエリア」(約 4.7 万㎡)に分けて活用しています。

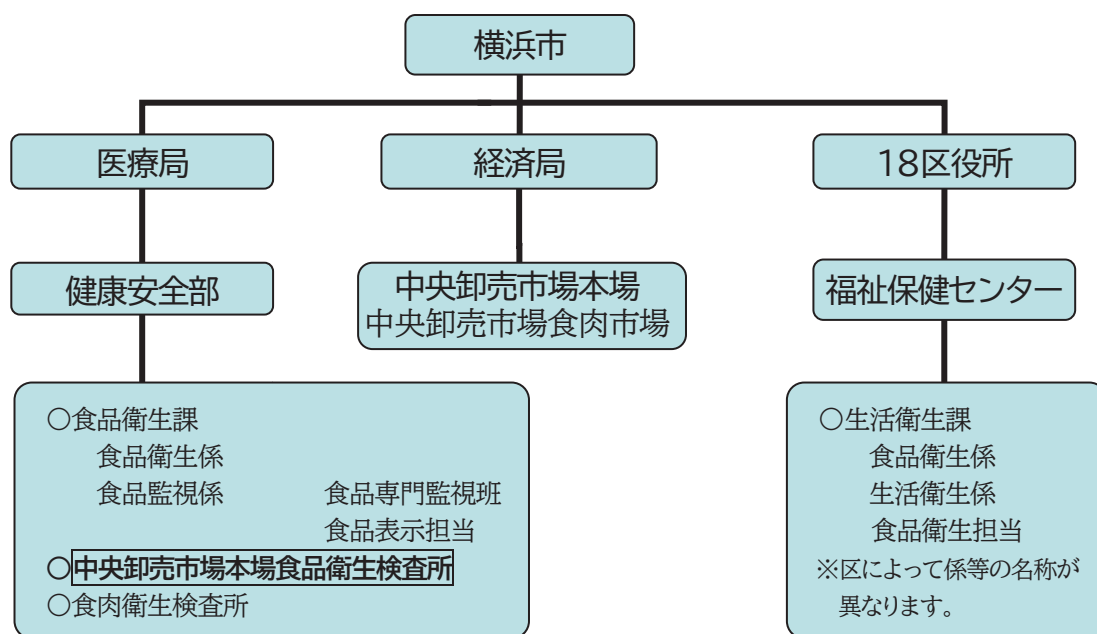
「賑わいエリア」では、公募により選定された大和リース株式会社が運営する「ランチ(BRANCH)横浜南部市場」と、40年以上にわたり、買出し人向けに、水産物・青果・食肉・卵・飲料・米・茶・菓子・調味料・包装材・雑貨・日用品等の販売やイベント等を開催してきた協同組合横浜南部市場共栄会が運営する「横浜南部市場 食の専門店街」が営業しています。



4 横浜市における市場食品衛生検査所の位置づけ

横浜市には、中央卸売市場として本場、食肉市場があり、いずれも横浜市経済局が運営しています。

これらの市場には、それぞれ食品の衛生確保を図るために食品衛生検査所等が設置され、各市場を經由し市中に流通する食品の検査を行っています。我々、本場食品衛生検査所(以下、「検査所」という)は、横浜市医療局健康安全部に属し、食品の安全・衛生を確保するため、各、本場及び南部市場物流エリア内の営業許可、監視指導、収去及び検査や、医療局食品衛生課や区の福祉保健センターと連携した市内流通品、製造品等の検査等を分担しています。



5 検査所職員内訳

総数	所長	係長	食品衛生監視員	事務
15	1	3	10 (うち細菌検査室5、理化学検査室 5)	1

令和6年4月現在 単位:人

6 検査所の業務について

現在、早朝勤務と通常勤務の二体制で業務を行っています。

(1) 早朝勤務

「せり」の前に、せり場において監視指導及び収去を行っています。

2人1組で週3～4回実施しており、検査所における収去の大部分はこの早朝勤務で行っています。

せり終了後は仲卸業者、関連業者に対して監視指導を行っています。

早朝勤務の主な業務内容は次のとおりです。

- ア 食品等取扱の監視及び指導
- イ 食品等の表示点検
- ウ 貝類等が各種規制に適合しているかの調査
- エ 有毒魚等の排除
- オ 食品の収去

(2) 通常勤務

始業時のミーティングにおいて、早朝勤務の報告や一日の方針等の打合せを行った後、場内巡回による監視指導等を行い、検査業務に移ります。

通常勤務の主な業務内容は次のとおりです。

- ア 仲卸業者、関連業者、行商作業場その他場内全般について、前記(1)ア～オの業務
- イ 場内関係者との打合せ及び各種業務連絡
- ウ 検査業務
 - (ア) 微生物検査
 - (イ) 理化学検査
 - (ウ) 病理寄生虫検査
- エ 検査成績書の作成・交付
- オ 違反品・不良品等の処理
- カ 苦情・各種衛生相談等問合せの処理
- キ 場内店舗の許可調査
- ク 講習会等の開催

7 主要試験検査機器一覧

(1) 細菌検査室

品名	数量
電気ふらん器	6
超音波洗浄器	1
顕微鏡	1
顕微鏡撮影装置	1
ストマッカー	2
システムダイリ्यूター	2
ホモジナイザー	2
冷蔵庫(培地保存用)	5
冷凍庫(試薬・検体保存用)	2
高圧滅菌器(電気式)	3
ウォーターバスインキュベーター	2
乾熱滅菌器	2
電子上皿天秤	2
超音波ピペット洗浄器	2
ウォーターバス	1
コロニーカウンター	2
ドライイングシェルフ	1
試験管ミキサー	5
純水製造装置	1
クリーンベンチ	1
高速遠心分離器	2
PCR 用機材一式	1
Real-Time PCR 用機材一式	1
超低温フリーザー	1
pHメーター	1

(2) 理化学検査室

品名	数量
超高速ホモジナイザー	4
試験管ミキサー	1
フードプロセッサー ロボクープミキサー	1
フードプロセッサー クイジナートミキサー	1
トリオブレンダー	2
電子上皿天秤	5
天秤台(除振台)	2
超音波ビペット洗浄器	2
マッフル炉	1
電気定温乾燥器	2
ボトルキャビネット	6
デシケーター	3
薬用冷蔵庫	2
冷凍冷蔵庫	1
フリーザー	1
アスピレーター	4
吸引マニホールド	3
遠心分離器	2
シェーカー	1
ロータリーエバポレーター	6
コンプレッサー	1
低温循環水槽	6
水蒸気発生装置	2
超音波洗浄器	2
生物環境調節装置	1
ガラス電極 pH メーター	1
分光光度計	1
水銀分解装置	1
水銀分析装置	1
紫外線照射器	2
過酸化水素計	1
ガスクロマトグラフ質量分析計	1
高速液体クロマトグラフ	2
高速液体クロマトグラフ質量分析計	2
シンチレーションサーベイメータ	1
ガンマ線核種分析システム	1
スーパーシールド遮へい缶	1

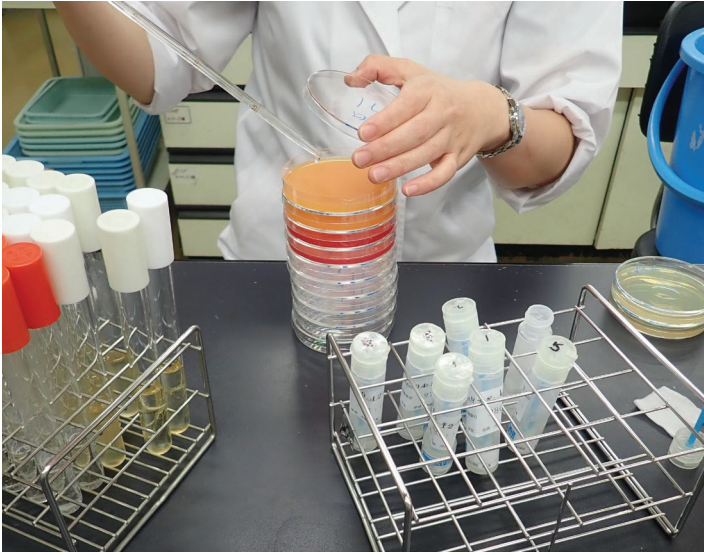
(3) 病理・寄生虫検査室

品名	数量
顕微鏡	1
実体顕微鏡	1
顕微鏡撮影装置	1

(4) その他

品名	数量
冷蔵庫	2
冷凍庫	6
スライドプロジェクター	1
赤外線温度計	13

第2 業務実績



細菌検査業務

理化学検査業務



監視業務

1 業務実績

(1) 監視指導業務

早朝監視は、せり売り開始前の午前 3 時すぎから食品衛生監視員 2 人体制で、有毒有害魚介類及び違反・不良食品の排除並びに生食用貝類の温度測定等を行っています。通常監視は、せり売りされた食品が仲卸店舗や市場内外の関連施設に移動した段階で、これら食品の取扱い及び保管状況等の監視指導を行っています。

令和 6 年度は、両市場内施設に対し、延べ 2,600 件の監視指導を実施しました。(P.15)

毎年、高温多湿となる 6 月 1 日から 8 月 31 日までを『夏期食品等一斉点検期間』、食品の流通量が増加する 11 月 1 日から 12 月 30 日までを『年末食品等一斉点検期間』に設定し、食中毒の予防、不良食品の排除及び適正表示の徹底を目的とした、監視指導及び収去検査を実施しています。

令和 6 年度の主要業務(P.14)

(2) 検査業務

令和 6 年度の中央卸売市場本場における農産物の年間取扱量は、約 30 万トン、水産物は約 4.2 万トンでした。(P.2)

これらの食品について、月別、品目別に年間計画に基づき、理化学検査及び微生物検査を行いました。1,457 検体の食品等を収去し、理化学検査を 14,131 項目、微生物検査を 2,680 項目、表示検査を 442 項目、その他としてアニサキス検査等を 238 項目、計 17,491 項目の検査を実施しました。なお、魚介類の PCB の検査については、市衛生研究所に検査を依頼して実施しました。

また、市内のスーパー等で販売されているそうざい、洋生菓子や各種食品製造工場の製品等について、福祉保健センター及び食品専門監視班からの依頼として理化学検査 2,719 項目、微生物検査 1,035 項目、計 3,754 項目の検査を実施しました。

この他、検査の信頼性確保のための精度管理項目の検査を実施しました。(P.16)

ア 理化学検査

(ア) 食品添加物

保存料、着色料、発色剤等の食品添加物が適正に使用され、かつ適正に表示されているか、検査を実施しました。(P.17)

(イ) 放射性物質

市内を流通する食品中の放射性物質の核種分析検査を実施しています。市場流通水産物 98 検体、農産物 21 検体、量販店・インターネット等流通販売品 24 検体の検査を実施しましたが、基準値を超えるものではありませんでした。(P.20～24)

(ウ) 残留農薬

国産農産物 75 検体、の検査(延べ 10,728 項目)を実施しましたが、残留基準値を超えるものではありませんでした。(P.25～27)

(エ) 動物用医薬品(抗生物質、合成抗菌剤、ホルモン剤、内寄生虫用剤等)

養殖魚、冷凍エビ、鶏卵等計 30 検体の検査を実施しましたが、基準値を超えるものではありませんでした。(P.28)

(オ) 水銀

魚介類 48 検体の検査を実施した結果、水銀の暫定的規制値(検体 1 kgあたり総水銀 0.4 mgかつメチル水銀 0.3 mg)を超えるものではありませんでした。(P.29)

(カ) PCB

魚介類 10 検体の検査を実施しました。検査は衛生研究所で行い、暫定的規制値(遠洋沖合魚介類 0.5ppm、内海内湾魚介類 3ppm)を超えるものではありませんでした。(P.30)

なお、ppm とは検体 1 kgあたりに含まれる PCB のmg数のことを言います。

(キ) 貝毒

二枚貝が毒化する時期等の情報に基づき、二枚貝 29 検体の検査を実施した結果、麻痺性貝毒(規制値4MU/g 以下)、下痢性貝毒(規制値 0.16 mg OA 当量/kg 以下)ともに規制値を超えるものではありませんでした。(P.31)

なお、MU とはマウスユニットの略で、貝及びフグ等様々な毒素の影響量に対する単位のことを言います。また、OA 当量とはオカダ酸当量の略で、測定で得られたオカダ酸、ジノフィシトキシン-1、ジノフィシトキシン-2 の検出値に係数を乗じた値の総和のことを言います。

(ク) ふぐ毒

ふぐ加工製品(ふぐ刺し、ふぐちり鍋材料等)5 検体のふぐ毒の検査を実施しましたが、すべて検出限界値(5.25MU/g)未満でした。なお、MU とはマウスユニットのことで、貝及びフグ等様々な毒素の影響量に対する単位のことを言います。(P.31)

イ 微生物検査(細菌・ウイルス・寄生虫検査)

(ア) 規格基準の定められた食品

生食用かき、生食用鮮魚介類、魚肉ねり製品、冷凍食品等の規格が定められた食品について検査を実施しました。

(イ) 規格基準の定められていない食品等

a 衛生規範の定められていた食品(注釈 2)

洋生菓子やそうざい類等、衛生規範で生菌数等の指導基準が定められていた食品について検査を実施しました。

注釈 2:衛生規範を定める通知は令和3年 6 月1日付で廃止されました。検査結果は HACCP に沿った衛生管理の運用に活用します、

b その他

生食用かきについては、規格基準等検査と同時に 28 検体(場内流通品 13 検体、食品専門監視班依頼品 15 検体)のノロウイルス検査を実施しましたが、陽性となった検体はありませんでした。(P.18)

活魚水槽水(市場せり場内及び仲卸の店頭に設置)の検査は、活魚の多くが生食用に供されるため、これら使用水の食中毒菌汚染状況の把握を主目的として、海水、海水ろ過水とともに検査を実施し、二次汚染防止に努めています。(P.18)

生食用の貝類(舌切・小柱・アオヤギ等)、魚類(刺身用切り身、まぐろ等)及びウニ等については、規格基準項目に加えて食中毒菌も検査を実施し、取扱いについて注意を喚起しました。

(P.18)

(ウ) 寄生虫検査

a クドア・セプトテンpunkタータ

ヒラメ 16 検体について検査を行いました。陽性となった検体はありませんでした(筋肉1グラムあたりのクドアの孢子数が 1.0×10^6 個を超えることが確認された生食用生鮮ヒラメは、食品衛生法第6条に違反するものとして取扱うこととされています)。(P.18)

b アニサキス

鮮魚(サバ、アジ等)122 検体について、アニサキスの寄生実態を調査しました。魚体中の部位別にアニサキスを検索し、発見した虫体 239 隻について遺伝子検査による種類の同定を行いました。(P.19)

ウ 食品表示検査

食品表示法に基づく食品表示検査を、収去検査及び監視時の点検で実施した結果、違反等はありませんでした。(P.19)

(3) 相談対応

食品等の相談件数は 24 件ありました。(主な事例:P.32)

(4) 食品衛生検査所等の業務管理基準(GLP)

平成9年度から導入された GLP (Good Laboratory Practice) に基づき、検査の精度管理を実施しました。外部精度管理、内部精度管理あわせて 168 項目を実施しました。(P.16)

2 令和6年度主要業務一覧

(1) 検査関係業務

検査分類	主な対象品目	担当	実施期間
生食用鮮魚介類	小柱、ウニ、マグロ等	細菌	5月から11月、1月、3月
動物用医薬品・抗菌性物質	養殖魚、冷凍エビ等	理化学	6月、7月、11月、1月
魚卵類	イクラ、タラコ等	細菌、理化学	6月、9月
生かき	かき、岩かき	細菌	8月、10月から2月
魚介類の水銀	アジ、タイ、ブリ等	理化学	4月から7月、9月から11月、1月から3月
魚介類のPCB(注釈3)	アジ、イワシ、サバ等	理化学	6月、10月
貝類毒性	ホタテ、アカガイ、ハマグリ等	理化学	4月から9月、3月
ふぐ加工製品毒性	ふぐさし、ふぐちり等	理化学	12月
寄生虫	ヒラメ、近海鮮魚	細菌	通年
加工食品	そうざい、魚肉練製品、佃煮等	細菌、理化学	通年
活魚水中の細菌	いけす水、ろ過海水	細菌	通年
氷雪	魚介類保存用水雪	細菌	7月から9月
放射性物質	農水産物	理化学	通年
放射性物質(持込)	乳幼児製品、飲料水等	理化学	5月、10月
残留農薬	国産農作物、輸入農作物	理化学	通年
生食用野菜	刺身のつま、カット野菜等	細菌	4月、6月、8月、12月
本場市場内加工調理品	事業所給食のそうざい等	細菌	5月から7月、11月、1月
そうざい、菓子等	餃子、焼売、和菓子、洋菓子等	細菌、理化学	5月、7月、9月、10月、1月から3月
センター持込	菓子、めん類、そうざい等	細菌、理化学	6月から11月、1月
年末一斉	食肉製品、輸入食品等	細菌、理化学	11月から12月
局専門監視班持込	菓子、めん類、生食用かき等	細菌	通年
局専門監視班持込	フキトリ	細菌	通年

注釈3:検査は衛生研究所にて実施

(2) 監視指導業務

業務名	実施期間
魚介類販売の一斉監視指導	7月、11月
表示点検	通年
学校給食用物資納入業者の監視指導	通年
ホタテガイ等二枚貝の監視指導	通年

(3) 講習会、会議等

業務名	実施期間
食品衛生責任者講習会	2月
消費者衛生教育	通年
全国市場食品衛生検査所協議会	11月
全国市場食品衛生検査所協議会関東ブロック協議会	6月、2月
首都圏五都市市場食品衛生検査所連絡会	5月、11月

3 令和6年度監視業務実績

営業許可		許可営業業種	本場 対象施設数	本場 監視件数	南部 対象施設数	南部 監視件数
営業許可業種	食品衛生法改正前 (注釈4)	飲食店(自動車による営業)	1	0	0	0
		飲食店(自動販売機による営業)	0	0	1	0
		飲食店(その他)	10	4	4	2
		喫茶店(自動販売機)	2	0	1	0
		喫茶店(その他)	1	0	0	0
		菓子製造業	1	0	0	0
		食肉処理業	1	0	1	0
		食肉販売業	1	0	0	0
		魚介類販売業	49	—(注釈5)	5	—(注釈5)
		魚介類せり売営業	2	—(注釈5)	0	—(注釈5)
		魚肉ねり製品製造業	0	0	0	0
		食品の冷凍又は冷蔵業	3	0	0	0
		冰雪製造業	1	0	0	0
		そうざい製造業	2	1	0	0
		魚介類加工業(注釈6)	6	2	2	1
	改正後 (注釈4)	飲食店営業	19	3	3	0
		魚介類販売業	33	—(注釈5)	18	—(注釈5)
		食肉販売業	1	1	2	0
		そうざい製造業	4	1	2	0
		菓子製造業	0	0	1	0
		水産製品製造業	12	7	8	0
		食品の小分け業	7	6	2	1
		調理の機能を有する自動販売機	3	0	2	0
		密封包装食品製造業	0	0	1	0
	計		159	25	53	4

営業届出業種	営業の形態	本場 対象施設数	本場 監視件数	南部 対象施設数	南部 監視件数
	魚介類販売業(包装済みの魚介類のみの販売)	10	1	5	0
	食肉販売業(包装済みの食肉のみの販売)	13	1	4	1
	乳類販売業	7	1	4	0
	冰雪販売業	1	0	1	0
	コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)	4	0	1	0
	弁当販売業	1	1	0	0
	野菜果物販売業	39	0	12	1
	米穀類販売業	1	0	0	0
	自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)及び営業許可の対象となる自動販売機を除く。)	1	0	0	0
	その他の食料・飲料販売業	10	2	3	0
	農産保存食料品製造・加工業	1	0	0	0
	その他の食料品製造・加工業	9	1	5	0
	行商	5	0	4	0
	その他	3	0	6	0
	計	105	7	45	2

集計項目	本場	南部	計
許可・届出監視件数和	32	6	38
せり場・仲卸等監視件数	1,770	792	2,562
計(総監視件数)	1,802	798	2,600

注釈4:令和3年6月食品衛生法の改正により、営業許可制度の再編・営業届出制度の新設が行われました。法改正の前後で、同一業種であっても行える業務が異なることから、改正前後で分けて記載しています。

注釈5:集計上許可・届出監視件数のうち魚介類販売業(食品衛生法改正前後)及び魚介類せり売営業はせり場・仲卸等監視件数に集計しています。

注釈6:食品衛生法の改正により、当該業種の有効期限が令和6年5月31日で満了のため、令和6年4月1日現在の施設数を計上しています

4 令和6年度食品別検査状況

食 品 分 類	収去検体数	検査項目数 (総数)	検査項目数 (理化学)	検査項目数 (細菌)	検査項目数 (表示)	検査項目数 (その他)	衛生研究所 搬入検体数	違反件数 (項目数) 総数	違反件数 (項目数) 理化学	違反件数 (項目数) 細菌	違反件数 (項目数) 表示	違反件数 (項目数) 監視	行政処分件数 (総数)	行政処分件数 (廃棄処分)	行政処分件数 (返品処分)	行政処分件数 (営業の景停止)	行政処分件数 (その他)	行政指導措置 等件数
魚 介 類	520	1,800	1,169	353	40	238	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
無加熱摂取冷凍食品 (冷 凍 食 品)	3	14	0	12	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
凍結直前に加熱された 加熱後摂取冷凍食品 (冷 凍 食 品)	3	144	132	9	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
凍結直前未加熱の 加熱後摂取冷凍食品 (冷 凍 食 品)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生食用冷凍鮮魚介類 (冷 凍 食 品)	5	20	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
魚 介 類 加 工 品 (かん詰、びん詰を除く)	270	2,489	1,647	644	198	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
肉、卵類及びその加工 品 (かん詰、びん詰を除く)	8	367	330	32	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
乳 製 品 及 び 乳 類 加 工 品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
穀類及びその加工品 (かん詰、びん詰を除く)	32	128	0	96	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
野菜類、果実類 及びその加工品 (かん詰、びん詰を除く)	160	10,358	10,168	150	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
菓 子 類	55	461	250	156	55	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
清 涼 飲 料 水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
氷 雪	35	105	0	105	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水	228	684	0	684	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
かん詰、びん詰食品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他 の 食 品	138	921	435	419	67	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
器具及び容器包装	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小 計	1,457	17,491	14,131	2,680	442	238	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福祉保健センター等依頼検査 (フキトリを除く)	集計 対象外	3,470	2,719	751	集計 対象外	集計 対象外	集計 対象外	集計 対象外	集計 対象外	集計 対象外	集計 対象外	集計 対象外	集計 対象外	集計 対象外	集計 対象外	集計 対象外	集計 対象外	集計 対象外
精 度 管 理 検 査	集計 対象外	168	133	35	集計 対象外	集計 対象外	集計 対象外	集計 対象外	集計 対象外	集計 対象外	集計 対象外	集計 対象外	集計 対象外	集計 対象外	集計 対象外	集計 対象外	集計 対象外	集計 対象外
総 計	1,457	21,129	16,983	3,466	442	238	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

食 品 分 類	収去検体数	検査項目数 (総数)	検査項目数 (理化学)	検査項目数 (細菌)	検査項目数 (表示)	検査項目数 (その他)	衛生研究所 搬入検体数
調理器具等フキトリ検査	集計 対象外	0	0	0	集計 対象外	集計 対象外	集計 対象外
福祉保健センター等依頼検査 (フキトリ)	集計 対象外	284	0	284	集計 対象外	集計 対象外	集計 対象外
総 計	集計 対象外	284	0	284	集計 対象外	集計 対象外	集計 対象外

5 令和6年度食品分類別・項目別検査状況

(1) 理化学検査実施項目数

食品分類	甘味料検査 (注釈6)	着色料検査 (注釈6)	保存料検査 (注釈6)	酸化防止剤 検査 (注釈6)	発色剤検査 (注釈6)	漂白剤検査 (注釈6)	防かび剤 検査 (注釈6)	放射性物質 検査	残留農薬検査	動物用医薬品 検査	水銀 PCB検査	貝毒フグ毒 検査	不揮発性 アミン検査	計
魚介類	0	0	51	0	0	0	0	196	0	816	48	58	0	1,169
冷凍摂取冷凍食品 (無加熱食品)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
冷凍食品 (凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	132	0	0	0	132
冷凍食品 (凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
冷凍食品 (生食用冷凍魚介類)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
魚介類加工品 (かん詰、びん詰を除く)	0	990	402	12	19	4	0	0	0	132	0	5	83	1,647
肉、卵類及びその加工品 (かん詰、びん詰を除く)	0	22	6	0	2	0	0	0	0	300	0	0	0	330
乳製品加工品 (かん詰、びん詰を除く)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
穀類及びその加工品 (かん詰、びん詰を除く)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
野菜類、果実類及びその加工品 (かん詰、びん詰を除く)	10	110	48	0	0	8	0	42	9,950	0	0	0	0	10,168
菓子類	0	121	129	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	250
清涼飲料水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
氷雪(注釈7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水(注釈8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
かん詰、びん詰食品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の食品	0	253	156	0	0	10	0	16	0	0	0	0	0	435
器具及び容器包装	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	10	1,496	792	12	21	22	0	254	9,950	1,380	48	63	83	14,131
福祉保健センター等からの検査	190	1,210	456	31	5	9	0	48	770	0	0	0	0	2,719
精進管理検査	8	11	21	0	0	0	0	0	8	77	0	0	8	133
総計	208	2,717	1,269	43	26	31	0	302	10,728	1,457	48	63	91	16,983

注釈6:食品添加物

注釈7:主に、魚介類を冷やすために使われる、食用ではない氷を検査しています。

注釈8:主に活魚用水槽内飼育水と市場周辺の海水を検査しています。

(2) 微生物検査実施項目数

食 品 分 類	一般細菌数 (生菌数)検査	大腸菌群検査	糞便系大腸菌 大腸菌検査群 検査	大腸菌検査E.coli 検査	E.coli最確数 検査	黄色ブドウ球菌 検査	サルモネラ属 検査	クロストリジウム 属 検査	腸炎ビブリオ 菌 検査	腸炎ビブリオ 菌 検査	ウエルシュ菌 検査	セレウス菌 検査	レトリウム 菌 試験	レトリウム 菌 試験	ノロウイルス 検査	クドア検査	計
魚 介 類	81	0	67	0	14	81	0	0	35	46	0	0	0	0	13	16	353
冷凍食品 (無加熱採取冷凍食品)	3	3	0	0	0	3	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	12
冷凍食品 (凍結直前に加熱された後採取冷凍食品)	3	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
冷凍食品 (凍結直前未加熱の加熱後採取冷凍食品)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
冷凍食品 (生食用冷凍鮮魚介類)	5	5	0	0	0	5	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	20
魚介類加工品 (かん詰、びん詰を除く)	181	80	101	0	0	181	0	0	101	0	0	0	0	0	0	0	644
肉、卵類及びその加工品 (かん詰、びん詰を除く)	8	0	6	0	2	8	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32
乳製品加工品 (かん詰、びん詰を除く)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
穀類及びその加工品 (かん詰、びん詰を除く)	32	11	0	0	21	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	96
野菜類、果実類及びその加工品 (かん詰、びん詰を除く)	50	0	50	0	0	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	150
菓子類	52	52	0	0	0	52	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	156
アイスクリーム類・氷菓	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
清涼飲料水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
氷雪 (注釈 10)	35	35	0	0	0	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	105
水 (注釈 11)	228	0	228	0	0	0	0	0	228	0	0	0	0	0	0	0	684
かん詰、びん詰食品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の食品	130	0	52	78	0	130	0	0	24	5	0	0	0	0	0	0	419
器具及び容器包装	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	808	189	504	78	23	580	8	0	390	57	0	0	0	0	13	16	2680
福祉保健センター等からの依頼検査 (アキトリを除く)	250	58	21	123	17	176	12	57	1	0	0	0	3	3	15	0	751
精度管理検査	17	2	4	0	0	4	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	35
福祉保健センター等からの依頼検査 (アキトリ)	113	24	72	0	0	75	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	284
総計	1188	273	601	201	40	835	24	57	395	57	0	0	3	3	28	16	3750

備考:最確数は統計学的に最も確からしい数値のことです。
 注釈10:主に、魚介類を冷やすために使われる、食用ではない氷を検査しています。
 注釈11:主に注魚用水槽内飼育水と市場周辺の海水を検査しています。

(3) 寄生虫(アニサキス)

	4月①	4月②	5月①	5月②	6月①	6月②	7月①	7月②	8月①	8月②	9月①	9月②
調査魚種	マアジ	マサバ	ゴマサバ	マサバ	ゴマサバ	マアジ	マアジ	ゴマサバ	ゴマサバ	マサバ	マアジ	マサバ
調査魚体数	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
アニサキス検出魚体数	0	5	3	5	5	5	2	1	1	3	5	0
アニサキス検出隻数	0	76	13	448	24	24	2	1	1	10	24	0
検出場所別隻数												
内臓	0	59	13	174	23	23	2	1	1	8	155	0
筋肉(腹側)	0	17	0	266	1	1	0	0	0	2	81	0
筋肉(背側)	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	5	0
アニサキス同定隻数	0	11	12	20	13	13	2	1	1	10	19	0
<i>A. simplex sensu stricto</i>	0	9	12	20	10	10	0	0	0	9	18	0
<i>A. pegreffii</i>	0	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	6
その他のアニサキス	0	0	0	0	3	3	0	0	1	1	1	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0

	10月①	10月②	11月①	11月②	12月①	12月②	1月①	1月②	2月①	2月②	3月①	3月②
調査魚種	ゴマサバ	マアジ	マアジ	マサバ	ゴマサバ	マサバ	マサバ	マサバ	マサバ	マサバ	マイワシ	マサバ
調査魚体数	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	7	5
アニサキス検出魚体数	4	0	0	0	5	5	5	5	5	5	2	5
アニサキス検出隻数	42	0	0	225	15	198	503	158	221	175	2	170
検出場所別隻数												
内臓	30	0	0	166	11	164	497	109	170	149	1	101
筋肉(腹側)	12	0	0	52	4	34	6	49	50	25	1	65
筋肉(背側)	0	0	0	7	0	0	0	0	1	1	0	4
アニサキス同定隻数	16	0	0	15	13	11	12	15	15	15	2	17
<i>A. simplex sensu stricto</i>	15	0	0	15	13	11	1	15	15	10	2	17
<i>A. pegreffii</i>	0	0	0	0	0	0	11	0	0	5	0	0
その他のアニサキス	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(4) 食品中の放射性物質

ア 水産物(市場買取分)

セシウム検出値、合計:1kgあたりのベクレル数

No.	品名	産地	漁獲水域及び水揚げ港	買取日	セシウム-134 検出値	セシウム-137 検出値	セシウム合計
1	アイナメ	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和6年4月19日	不検出	不検出	不検出
2	アオメエソ(メヒカリ)	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和6年5月17日	不検出	不検出	不検出
3	アカガレイ	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和6年4月5日	不検出	不検出	不検出
4	アカガレイ	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和7年3月14日	不検出	不検出	不検出
5	アンコウ	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和6年11月1日	不検出	不検出	不検出
6	イシダイ	千葉県	房総沖天津港	令和7年1月24日	不検出	不検出	不検出
7	ウマヅラハギ	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和6年4月12日	不検出	不検出	不検出
8	カザミ(ワタリガニ)	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和6年11月22日	不検出	不検出	不検出
9	ガザミ(ワタリガニ)	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和6年8月30日	不検出	不検出	不検出
10	ガザミ(ワタリガニ)	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和6年9月20日	不検出	不検出	不検出
11	ガザミ(ワタリガニ)	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和6年10月4日	不検出	不検出	不検出
12	カツオ	千葉県	三陸北部沖勝浦港	令和6年7月5日	不検出	不検出	不検出
13	カツオ	宮城県	三陸北部沖気仙沼港	令和6年7月26日	不検出	不検出	不検出
14	カツオ	宮城県	北海道青森県沖太平洋気仙沼港	令和6年8月23日	不検出	不検出	不検出
15	カツオ	宮城県	日本太平洋沖合北部気仙沼港	令和6年9月6日	不検出	不検出	不検出
16	カツオ	宮城県	日本太平洋沖合北部気仙沼港	令和6年11月1日	不検出	不検出	不検出
17	キアンコウ	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和6年12月6日	不検出	不検出	不検出
18	キチジ(キンキ)	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和7年2月7日	不検出	不検出	不検出
19	キチジ(キンキ)	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和7年3月14日	不検出	不検出	不検出
20	キチジ(キンキ)	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和7年3月21日	不検出	不検出	不検出
21	ギンザケフィレ	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和6年4月5日	不検出	不検出	不検出
22	ギンザケフィレ	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和6年4月12日	不検出	不検出	不検出
23	ギンザケフィレ	宮城県	三陸北部沖石巻港	令和6年5月10日	不検出	不検出	不検出
24	ギンザケフィレ	宮城県	三陸北部沖石巻港	令和6年5月31日	不検出	不検出	不検出
25	ギンザケフィレ	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和6年6月14日	不検出	不検出	不検出
26	ギンザケフィレ	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和6年6月21日	不検出	不検出	不検出
27	ギンザケフィレ	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和6年7月5日	不検出	不検出	不検出
28	サワラ(サゴシ)	岩手県	三陸北部沖大船渡港	令和6年5月10日	不検出	不検出	不検出
29	サンマ	北海道	日本太平洋沖合北部花咲港	令和6年9月27日	不検出	不検出	不検出
30	サンマ	北海道	日本太平洋沖合北部花咲港	令和6年10月11日	不検出	不検出	不検出
31	サンマ	宮城県	日本太平洋沖合北部気仙沼港	令和6年11月1日	不検出	不検出	不検出
32	シログチ(イシモチ)	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和6年5月17日	不検出	不検出	不検出
33	シログチ(イシモチ)	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和6年6月14日	不検出	不検出	不検出

No.	品名	産地	漁獲水域及び水揚げ港	買取日	セシウム-134 検出値	セシウム-137 検出値	セシウム合計
34	シログチ(イシモチ)	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和6年7月19日	不検出	不検出	不検出
35	シログチ(イシモチ)	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和6年8月2日	不検出	不検出	不検出
36	シログチ(イシモチ)	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和6年10月4日	不検出	不検出	不検出
37	シログチ(イシモチ)	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和6年12月20日	不検出	不検出	不検出
38	シログチ(イシモチ)	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和7年2月7日	不検出	不検出	不検出
39	ジンドウイカ(ヒイカ)	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和6年5月17日	不検出	不検出	不検出
40	ジンドウイカ(ヒイカ)	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和6年10月25日	不検出	不検出	不検出
41	ジンドウイカ(ヒイカ)	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和6年11月22日	不検出	不検出	不検出
42	ジンドウイカ(ヒイカ)	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和7年1月17日	不検出	不検出	不検出
43	ジンドウイカ(ヒイカ)	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和7年2月7日	不検出	不検出	不検出
44	ジンドウイカ(ヒイカ)	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和7年3月14日	不検出	不検出	不検出
45	スルメイカ	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和6年6月14日	不検出	不検出	不検出
46	スルメイカ	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和6年6月28日	不検出	不検出	不検出
47	スルメイカ	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和6年7月19日	不検出	不検出	不検出
48	スルメイカ	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和6年8月2日	不検出	不検出	不検出
49	スルメイカ	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和6年8月30日	不検出	不検出	不検出
50	スルメイカ	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和6年9月20日	不検出	不検出	不検出
51	スルメイカ	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和6年10月4日	不検出	不検出	不検出
52	スルメイカ	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和7年1月17日	不検出	不検出	不検出
53	チダイ(花鯛)	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和6年4月19日	不検出	不検出	不検出
54	チダイ(花鯛)	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和6年9月20日	不検出	不検出	不検出
55	チダイ(花鯛)	茨城県	日立鹿島沖大津港	令和6年11月29日	不検出	不検出	不検出
56	チダイ(花鯛)	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和6年12月6日	不検出	不検出	不検出
57	チダイ(花鯛)	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和6年12月20日	不検出	不検出	不検出
58	トクビレ(ハッカク)	北海道	北海道・青森県沖太平洋釧路港	令和7年1月24日	不検出	不検出	不検出
59	トビウオ	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和6年9月27日	不検出	不検出	不検出
60	ニシン	北海道	北海道・青森県沖太平洋根室港	令和6年7月5日	不検出	不検出	不検出
61	ニシン	北海道	北海道・青森県沖太平洋根室港	令和7年1月10日	不検出	不検出	不検出
62	ニシン	北海道	北海道・青森県沖太平洋森港	令和7年2月14日	不検出	不検出	不検出
63	ネズミザメ(モウカサメ)	宮城県	北海道・青森県沖太平洋気仙沼	令和7年1月10日	不検出	不検出	不検出
64	ネズミザメ(モウカサメ)	宮城県	日本太平洋沖合北部気仙沼港	令和7年3月7日	不検出	不検出	不検出
65	ネズミザメ(モウカサメ)	宮城県	北海道・青森県沖太平洋気仙沼港	令和6年6月21日	不検出	不検出	不検出
66	ババガレイ(ナメタガレイ)	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和6年4月5日	不検出	不検出	不検出
67	ババガレイ(ナメタガレイ)	青森県	北海道・青森県沖太平洋八戸港	令和6年6月28日	不検出	不検出	不検出

No.	品名	産地	漁獲水域及び水揚げ港	買取日	セシウム-134 検出値	セシウム-137 検出値	セシウム合計
68	ババガレイ(ナメタガレイ)	青森県	北海道・青森県沖太平洋八戸港	令和7年1月17日	不検出	不検出	不検出
69	ババガレイ(ナメタガレイ)	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和7年2月21日	不検出	不検出	不検出
70	ヒラマサ	青森県	北海道・青森県沖太平洋八戸港	令和6年7月19日	不検出	不検出	不検出
71	ヒラマサ	青森県	北海道・青森県沖太平洋八戸港	令和6年8月2日	不検出	不検出	不検出
72	ヒラマサ	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和6年8月23日	不検出	不検出	不検出
73	ヒラメ	青森県	北海道・青森県沖太平洋横浜港	令和6年5月31日	不検出	不検出	不検出
74	ヒラメ	青森県	北海道・青森県沖太平洋横浜港	令和6年6月21日	不検出	不検出	不検出
75	ヒラメ	青森県	北海道・青森県沖太平洋八戸港	令和6年11月22日	不検出	不検出	不検出
76	ヒラメ	青森県	北海道・青森県沖太平洋横浜港	令和6年12月13日	不検出	不検出	不検出
77	ブリ	北海道	北海道青森県沖太平洋花咲港	令和6年7月26日	不検出	不検出	不検出
78	ブリ(イナダ)	岩手県	三陸北部沖大船渡港	令和6年5月10日	不検出	不検出	不検出
79	ブリ(イナダ)	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和6年5月31日	不検出	不検出	不検出
80	ブリ(イナダ)	宮城県	三陸南部沖気仙沼港	令和6年8月23日	不検出	不検出	不検出
81	ブリ(イナダ)	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和6年10月11日	不検出	不検出	不検出
82	ホウボウ	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和6年10月11日	不検出	不検出	不検出
83	ホウボウ	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和6年10月25日	不検出	不検出	不検出
84	マコガレイ	青森県	北海道青森県沖太平洋八戸港	令和7年2月21日	不検出	不検出	不検出
85	マサバ	岩手県	三陸北部沖宮古港	令和6年11月29日	不検出	不検出	不検出
86	マサバ	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和6年12月13日	不検出	不検出	不検出
87	マダイ	青森県	日本太平洋沖合北部横浜港	令和6年9月6日	不検出	不検出	不検出
88	マダラフィレ	北海道	北海道・青森県沖	令和6年12月13日	不検出	不検出	不検出
89	マダラフィレ	青森県	北海道・青森県沖太平洋八戸港	令和7年1月10日	不検出	不検出	不検出
90	マダラフィレ	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和7年2月14日	不検出	不検出	不検出
91	マダラフィレ	青森県	北海道青森県沖太平洋八戸港	令和7年3月7日	不検出	不検出	不検出
92	マボヤ	岩手県	三陸北部沖大船渡港	令和6年4月12日	不検出	不検出	不検出
93	マルアオメエソ(メヒカリ)	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和6年9月6日	不検出	不検出	不検出
94	マルアオメエソ(メヒカリ)	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和7年3月7日	不検出	不検出	不検出
95	マルアオメエソ(メヒカリ)	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和7年3月21日	不検出	不検出	不検出
96	ヤリイカ	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和6年4月19日	不検出	不検出	不検出
97	ヤリイカ	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和6年12月6日	不検出	不検出	不検出
98	ヤリイカ	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和7年2月14日	不検出	不検出	不検出

イ 農産物(市場買取分)

セシウム検出値、合計:1kgあたりのベクレル数

No.	品名	生産地	買取日	セシウム-134 検出値	セシウム-137 検出値	セシウム合計
1	アスパラガス	栃木県	令和6年8月9日	不検出	不検出	不検出
2	カキ	山形県	令和6年11月8日	不検出	不検出	不検出
3	カブ	千葉県	令和6年5月24日	不検出	不検出	不検出
4	キュウリ	群馬県	令和6年5月24日	不検出	不検出	不検出
5	キュウリ	神奈川県	令和6年6月7日	不検出	不検出	不検出
6	キュウリ	福島県	令和6年9月13日	不検出	不検出	不検出
7	サツマイモ	千葉県	令和6年10月18日	不検出	1.58	1.58
8	スイカ	千葉県	令和6年6月7日	不検出	不検出	不検出
9	ズッキーニ	長野県	令和6年7月12日	不検出	不検出	不検出
10	ナス	群馬県	令和6年6月7日	不検出	不検出	不検出
11	ナス	群馬県	令和6年7月12日	不検出	不検出	不検出
12	ナス	群馬県	令和6年10月18日	不検出	不検出	不検出
13	ニンジン	千葉県	令和6年11月8日	不検出	不検出	不検出
14	ピーマン	茨城県	令和6年10月18日	不検出	不検出	不検出
15	ブドウ	山形県	令和6年7月12日	不検出	不検出	不検出
16	ブドウ	山梨県	令和6年9月13日	不検出	不検出	不検出
17	ハウレンソウ	群馬県	令和6年5月24日	不検出	不検出	不検出
18	メロン	茨城県	令和6年8月9日	不検出	不検出	不検出
19	モモ	福島県	令和6年8月9日	不検出	不検出	不検出
20	レンコン	茨城県	令和6年9月13日	不検出	1.81	1.81
21	西洋ナシ	山形県	令和6年11月8日	不検出	不検出	不検出

ウ 量販店・インターネット等流通販売品（横浜市食品専門監視班依頼検査分）

セシウム検出値、合計：1kgあたりのベクレル数

No.	品目	原材料 生産地	適用基準	買取日	セシウム-134 検出値	セシウム-137 検出値	セシウム合計
1	ワラビ水煮	一般食品	国産	令和6年5月15日	不検出	不検出	不検出
2	イワナ	一般食品	秋田県	令和6年5月15日	不検出	不検出	不検出
3	鹿の肉	一般食品	国産	令和6年5月15日	不検出	不検出	不検出
4	牛乳	牛乳	国産	令和6年5月15日	不検出	不検出	不検出
5	原木シイタケ	一般食品	国産	令和6年5月15日	不検出	1.13	1.13
6	蜂蜜	一般食品	国産	令和6年5月15日	不検出	不検出	不検出
7	牛乳	牛乳	国産	令和6年5月15日	不検出	不検出	不検出
8	タケノコ水煮	一般食品	国産	令和6年5月15日	不検出	不検出	不検出
9	清涼飲料水	乳児用食品	国産	令和6年11月20日	不検出	不検出	不検出
10	清涼飲料水	乳児用食品	国産	令和6年11月20日	不検出	不検出	不検出
11	清涼飲料水	乳児用食品	国産	令和6年11月20日	不検出	不検出	不検出
12	牛の肉	一般食品	岩手県	令和6年11月20日	不検出	不検出	不検出
13	ミネラルウォーター	飲料水	岩手県	令和6年11月20日	不検出	不検出	不検出
14	レトルトパウチ食品	乳児用食品	国産	令和6年11月20日	不検出	不検出	不検出
15	調製液状乳	乳児用食品	国産	令和6年11月20日	不検出	不検出	不検出
16	調製液状乳	乳児用食品	国産	令和6年11月20日	不検出	不検出	不検出
17	牛乳	牛乳	国産	令和7年1月22日	不検出	不検出	不検出
18	きりたんぽ	一般食品	国産	令和7年1月22日	不検出	不検出	不検出
19	ミネラルウォーター	飲料水	国産	令和7年1月22日	不検出	不検出	不検出
20	牛乳	牛乳	国産	令和7年1月22日	不検出	不検出	不検出
21	切もち	一般食品	国産	令和7年1月22日	不検出	不検出	不検出
22	包装米飯	一般食品	国産	令和7年1月22日	不検出	不検出	不検出
23	干し芋	一般食品	国産	令和7年1月22日	不検出	4.23	4.23
24	牛の肉	一般食品	国産	令和7年1月22日	不検出	不検出	不検出

(5) 残留農薬
ア 国産品(市場流通分)

検出値、基準値:検体1kgあたりに含まれる農薬のmg数(ppm)

農産物名	生産地	検体数	検出検体数	薬剤名及び検出値(基準値)
イチゴ	栃木県	4	1	ノバルロン0.21(2)
カキ	山形県	1	0	不検出
カブの根	千葉県	2	0	不検出
カリフラワー	長野県	2	0	不検出
キャベツ	愛知県	1	0	不検出
キャベツ	群馬県	5	0	不検出
キャベツ	神奈川県	2	0	不検出
キュウリ	茨城県	1	0	不検出
キュウリ	神奈川県	1	0	不検出
キュウリ	福島県	1	0	不検出
ケール	茨城県	1	0	不検出
サツマイモ	茨城県	12	0	不検出
サツマイモ	香川県	1	0	不検出
サラダ菜	静岡県	5	1	クロチアニジン0.18(20) フルフェノクスロン0.24(8)
サラダ菜	千葉県	3	2	クレソキシムメチル0.52(10) 別検体から クレソキシムメチル0.01(10) フルフェノクスロン0.57(8)
ジャガイモ	北海道	1	0	不検出
スイカ	神奈川県	1	0	不検出
スイカ	千葉県	1	0	不検出
ダイコンの根	神奈川県	1	0	不検出
ダイコンの根	千葉県	1	0	不検出
ダイコンの根	北海道	1	1	オキサミル0.02(0.5)
トマト	熊本県	1	0	不検出
トマト	山形県	1	0	不検出
トマト	山梨県	1	0	不検出
ナス	高知県	1	0	不検出
ニガウリ	群馬県	1	0	不検出
ニンジン	栃木県	1	0	不検出
ネギ	茨城県	1	0	不検出
ネギ	青森県	4	0	不検出
ハクサイ	茨城県	3	1	イミダクロプリド0.03(0.5) ボスカリド0.01(40)

農産物名	生産地	検体数	検出検体数	薬剤名及び検出値(基準値)
ハクサイ	長野県	2	2	インドキサカルブ0.02(1) ジメトモルフ0.01(2) 別検体から インドキサカルブ0.02(1) クロチアニジン0.01(2) ボスカリド0.01(40)
ピーマン	茨城県	2	2	フルフェノクスロン0.12(1) 別検体から シフルフェナミド0.01(1)
メロン	茨城県	1	1	クロチアニジン0.01(0.3)
モモ	福島県	1	1	クロチアニジン0.03(0.7)
ラディッシュ	神奈川県	1	0	不検出
レタス	茨城県	1	0	不検出
合計	16	70	12	10薬剤

イ 国産品(区福祉保健センター等依頼検査分)

検出値、基準値:検体1kgあたりに含まれる農薬のmg数(ppm)

農産物名	生産地	検体数	検出検体数	薬剤名及び検出値(基準値)
ニンジン	北海道	2	0	不検出
サツマイモ	千葉県	1	0	不検出
ジャガイモ	北海道	1	0	不検出
ナス	群馬県	1	1	イミダクロプリド0.05(2)
合計	3	5	1	1薬剤

残留農薬検査項目(農薬名)

1,1-ジ-クロロ-2,2-ビス(4-エチルフェニル)エタン	カルフェントラゾンエチル	シフルフェナミド	ピラフルフェンエチル	プロシミドン
BHC	カルプロバミド	ジフルフェニカン	ピリフタリド	プロバジン
アイオキシニル	カルボフラン	ジフルベンズロン	ピリブチカルブ	プロボキスル
アザコナゾール	キナルホス	ジメチピン	ピリミカーブ	プロメトリン
アザメチホス	キノキシフェン	ジメチリモール	ピリミホスメチル	プロモキシニル
アシフルオルフェン	クミルロン	ジメトモルフ	ピリメタニル	プロモホス
アゾキシストロビン	クレソキシムメチル	シメトリン	ピンクロゾリン	ヘキサフルムロン
アトラジン	クロキントセットメキシル	スピノサド	フェニトロチオン	ヘキシチアゾクス
アニロホス	クロジナホップ酸	ダイアジノン	フェノキサニル	ペナラキシル
アメトリン	クロゾリネート	ダイムロン	フェノキシカルブ	ペノキサコール
アラクロール	クロマゾン	チアメトキサム	フェノチオカルブ	ヘプタクロル
アラマイト	クロマフェノジド	テトラクロルビンホス	フェノブカルブ	ペンシクロン
イサゾホス	クロメブロップ	テトラコナゾール	フェンアミドン	ペンスルフロンメチル
イソキサフルトール	クロランスラムメチル	トラルコキシジム	フェンクロルホス	ベンゾフェナップ
イソプロカルブ	クロリムロンエチル	トリアレート	フェントエート	ベンダイオカルブ
イプロバリカルブ	クロルタールジメチル	トリデモルフ	フェンピロキシメート	ベンフレセート
イマザリル	クロルピリホス	トリブホス	フェンプロピモルフ	ボスカリド
イミダクロプリド	クロルピリホスメチル	トリフルムロン	フェンメディファム	ホメサフェン
インドキサカルブ	クロルフェンゾン	トリフロキシスルフロン	ブタクロール	マラチオン
エスプロカルブ	クロルプロファム	トルクロホスメチル	ブタフェナシル	メタベンズチアズロン
エチオン	クロロクスロン	ナプロアニリド	ブピリメート	メタラキシル及びメフェノキサ
エトキシスルフロン	ジウロン	ノバルロン	ブプロフェジン	メトキシフェノジド
エトプロホス	シクラニリド	パラチオン	フラムブロップメチル	メトミノストロビン
エトリムホス	ジクロスラム	パラチオンメチル	フラメトビル	メトラクロール
エンドリン	シクロスラムロン	ハロキシホップ	フルジオキシニル	メフェンビルジエチル
オキサジクロメホン	ジクロフェンチオン	ピフェントリン	フルシラゾール	モノリニュロン
オキサミル	ジクロメジン	ビベロホス	フルフェノクスロン	リニュロン
オキシカルボキシ	ジクロルブロップ	ピラクロストロビン	フルリドン	リンデン(γ-BHC)
カズサホス	ジフェナミド	ピラプスルフロンエチル	フルロキシビル	

計144項目

農作物によって検査項目は異なります。

(6) 動物用医薬品(抗生物質、合成抗菌剤、ホルモン剤、内寄生虫用剤等)

検出値、基準値:検体1kgあたりに含まれる農薬のmg数(ppm)

品名	検体数	検出数	薬剤名及び検出値(基準値)
うなぎ蒲焼	6	0	不検出
カンパチ(養殖)	4	1	オキシテトラサイクリン0.02(0.2)
ブリ(養殖)	3	0	不検出
マダイ(養殖)	3	0	不検出
冷凍エビ	8	0	不検出
鶏卵	6	0	不検出
合 計	30	1	1薬剤

動物用医薬品検査項目(薬剤名)

エトバート	エリスロマイシン	オキシテトラサイクリン	オキシリニック酸
オフロキサシン	オルビフロキサシン	オルメトプリム	キシラジン
クロピドール	クロルテトラサイクリン	ジアベリジン	ジクラズリル
ジフルベンズロン	ジフロキサシン	スルファエトキシピリダジン	スルファメクロルピリダジン
スルファキノキサリン	スルファジアジン	スルファジミジン	スルファジメトキシ
スルファチアゾール	スルファドキシ	スルファトロキサゾール	スルファニトラン
スルファピリジン	スルファプロモメタジンナトリウム	スルファベンズアミド	スルファメトキサゾール
スルファメトキシジアジン	スルファメトキシピリダジン	スルファメラジン	スルファモノメトキシ
スルフィソキサゾール	スルフィソゾール	ダノフロキサシン	チアベンダゾール
チアムリン	チルミコシン	テトラサイクリン	トリメトプリム
ナリジクス酸	ピリメタミン	ピロミド酸	ファムフル
フェノブカルブ	フルベンダゾール	フルメキン	マルボフロキサシン
メチルプレドニゾロン	リンコマイシン	レバミゾール	

計51項目

検査項目は検体により異なります

注釈13:チアベンダゾールの検出値及び基準値は、
畜水産物ではチアベンダゾール及び5-ヒドロキシチアベンダゾールの和
その他ではチアベンダゾールのみ

(7) 水銀

魚介類の水銀の暫定的規制値:検体1kgあたり総水銀0.4mgかつメチル水銀0.3mg

検出値:検体1kgあたりに含まれる総水銀のmg数(ppm)

魚種	検体数	検出数	検出値範囲
アイナメ	1	1	0.05
アカカマス	1	1	0.06
イサキ	1	1	0.07
ウスメバル	1	1	0.05
ウマヅラハギ	1	1	0.01
カンパチ	4	4	0.08~0.1
キチジ(キンキ)	1	1	0.17
サワラ	1	1	0.02
シログチ(イシモチ)	2	2	0.13~0.22
シロゲンゲ(ゲンゲ)	1	1	0.04
ジンドウイカ(ヒイカ)	1	1	0.04
スルメイカ	2	2	0.03~0.05
チダイ	1	1	0.19
ババガレイ(ナメタガレイ)	4	4	0.02~0.07
ヒラメ	3	3	0.06~0.27
ブリ	5	5	0.04~0.15
ホウボウ	1	1	0.04
マアジ	2	2	0.04
マイワシ	2	2	0.01~0.02
マゴチ	1	1	0.17
マサバ	2	2	0.2~0.25
マダイ	7	7	0.08~0.35
メダイ	1	1	0.17
ヤリイカ	1	1	0.02
ヨメゴチ(オナガ)	1	1	0.06
合計	48	48	0.01~0.35

(8) PCB

検出値:検体1kgあたりに含まれるPCBのmg数(ppm)

魚 種	検 体 数	検 出 数	検 出 値 範 囲	暫 定 的 規 制 値
アイナメ	1	0	不検出	3
ウスメバル	1	0	不検出	3
サワラ	1	0	不検出	3
シログチ	1	0	不検出	3
スルメイカ	1	0	不検出	0.5
チダイ	1	0	不検出	3
マサバ	1	0	不検出	0.5
マダイ	2	0	不検出	3
メダイ	1	0	不検出	3
合 計	10	0	不検出	

(9) 貝毒

麻痺性貝毒の規制値:1gあたり4マウスユニット(注釈14)以下
下痢性貝毒の規制値:1kgあたり0.16mgオカダ酸当量(注釈15)以下

麻痺性貝毒検出値:検体1gあたりのマウスユニット
下痢性貝毒検出値:検体1kgあたりのmgオカダ酸当量数(ppm)

品名	形態	麻痺性 検体数	麻痺性 検出数	麻痺性 検出値範囲	下痢性 検体数	下痢性 検出数	下痢性 検出値範囲
アカガイ	殻付	5	2	1.94~2.56	5	2	0.01~0.02
アサリ	殻付	3	0	不検出	3	0	不検出
ハマグリ	殻付	12	0	不検出	12	0	不検出
ホタテガイ	殻付	9	1	2.26	9	0	不検出
合 計	殻付	29	3	1.94~2.56	29	2	0.01~0.02

注釈14:マウスユニットとは、貝およびフグ等様々な毒素の影響量に対する単位のことを言います。

麻痺性貝毒の場合、体重20グラムのマウスが15分で死亡する毒力が1マウスユニットと定義されています。

注釈15:オカダ酸当量とは、測定で得られたオカダ酸、ジノフィシストキシン-1、ジノフィシストキシン-2の検出値に係数を乗じた値の総和のことを言います。

貝毒検査のうち、麻痺性貝毒検査はマウスを使用することが公定法で定められています。

マウスを使用して検査を行うにあたり、動物愛護管理法等に基づき、「動物実験等実施要綱」等を定め、「動物実験委員会」を設置、開催しています。

毎年度、動物実験委員会に当該年度の麻痺性貝毒検査におけるマウスの取扱い状況等を報告するとともに、翌年度の検査計画等の妥当性等について承認を得たうえ検査を実施しています。

(10) ふぐ毒

検出値:検体1gあたりのマウスユニット(注釈16)

品 名	産 地	種類	検体数	検 出 数	検出値範囲
ふぐ刺身	長崎県	トラフグ	1	0	不検出
ふぐ身欠き(天然)	三重県	トラフグ	1	0	不検出
ふぐ身皮	国産	トラフグ	1	0	不検出
ふぐちり材料	国産	マフグ	1	0	不検出
ふぐ身欠き(養殖)	長崎県	トラフグ	1	0	不検出
合 計	3	2	5	0	不検出

注釈16:マウスユニットとは、貝およびフグ等様々な毒素の影響量に対する単位のことを言います。

ふぐ毒の場合、体重20グラムのマウスが30分で死亡する毒力が1マウスユニットと定義されています。

ふぐ毒検査はマウスを使用することが公定法に準じた検査法(参考法)で定められています。

マウスを使用して検査を行うにあたり、動物愛護管理法等に基づき、「動物実験等実施要綱」等を定め、「動物実験委員会」を設置、開催しています。

毎年度、動物実験委員会に当該年度のふぐ毒検査におけるマウスの取扱い状況等を報告するとともに、翌年度の検査計画等の妥当性等について承認を得たうえ検査を実施しています。

6 違反食品等

令和 6 年度は違反等はありませんでした。

7 相談対応(主な事例)

No.	概 要	調 査 結 果
1	冷凍メカジキを使用したおかず内に異物	当該異物を横浜市衛生研究所で検査したところ、異物はたんぱく質であり、構造等から血管と推定された。
2	サンマ内臓にエビのような異物	当該異物を肉眼及び顕微鏡で確認したところ、甲殻類様の形状であった。 サンマの食性等からサンマが摂餌したオキアミ類が未消化で残存したものと推察された。

8 衛生教育

令和6年度に、場内の食品関係営業者及び給食施設従事者等に、講習会等衛生教育を行いました。

両会場の合計は、総回数 7 回、延人数 162 人でした。

会場	食品衛生責任者 指定講習会等開催数	食品衛生責任者 指定講習会等参加者
本場	4回	127 人
南部	3回	35人

9 その他の業務

(1) 施設の衛生管理に関する業務

ネズミ、ゴキブリ等衛生害虫駆除の指導

(2) 広報業務

インターネット(ホームページ)による検査情報等の配信

食品衛生関係年表(S58年以降)

昭和58年	2月 9月 12月	●アオブダイの肝で食中毒発生(1人死亡) ●韓国産輸入生うにが原因と思われる食中毒多発 ●「ふぐの衛生確保について」厚生省通達
昭和59年	6月	●辛子蓮根によるボツリヌス食中毒事件発生
昭和60年	4月 8月	●TBTO問題について厚生省通達 ●ジエチレングリコール混入輸入ワイン事件発生
昭和61年	6月 8月 10月	●生鮮野菜等に発色・漂白目的で添加物を使用することの禁止が通達される ●横浜市内でヒメエゾボラのテトラミンによる食中毒が発生 ●「神奈川県ふぐ取扱及び販売条例」改正、届出による「ふぐ加工製品」の販売が可能になる
昭和63年	1月 2月	●シンチレーションサーベイメーターによる放射能測定検査開始 ●EDB暫定規制値改正(パパイヤ、サヤインゲンに加えて、マンゴーにも輸入・移送時の残留を認めない) ●いわゆる「背曲がりブリ」について取扱規制(場内業者あて通知)
平成元年	1月 3月	●輸入ナシフグによるとと思われる食中毒が散発、厚生省が監視・検査の強化を通達 ●チリ産ブドウのシアン混入事件発生
平成2年	4月 10月	●米国で必須アミノ酸であるL-トリプトファン製造過程で不純物が混入したため利用者に健康障害が多発し、患者1500人、死者21人に達した ●井戸水を原因とする腸管出血性大腸菌による下痢症集団発生 ●洋菓子(ティラミス)によるサルモネラ食中毒事件散発
平成3年	8月	●千葉県と神奈川県でコレラ患者発生
平成4年	3月 4月 11月	●瀬戸内海及び三河湾産アサリが麻痺性貝毒で出荷自主規制 ●広島産の生かきが麻痺性貝毒で出荷自主規制 ●イマザリルが食品添加物として指定された
平成5年	2月 3月 4月 7月 9月 11月	●ナシフグの輸入・販売が禁止された ●食肉製品規格基準改正 ●中国産赤貝から麻痺性貝毒検出 ●横浜市食品監視機動班発足 ●農薬89種類の残留基準制定 ●横浜市内でオゴノリによる食中毒発生(死亡者1人)
平成6年	8月	●中国・韓国産生うにの多くから腸炎ビブリオを検出、8月中の入荷を自主規制 ●輸入赤貝から相次いで着色料を検出

平成7年	2月	●米国産リンゴからTBZを検出
	5月	●食品添加物規制の見直し、残留農薬基準値策定の推進、営業許可の見直し等、食品衛生法の大幅改正
	9月	●国産・輸入ミネラルウォーターにプラスチック片等の異物混入
	10月	●輸入農産物を中心に残留農薬検査を開始
平成8年	3月	●中国産原料うに及びそのうにを使用したうに加工品からホウ酸を検出
	5～12月	●腸管出血性大腸菌O157による食中毒が全国的に発生し、感染者17,877人、健康保菌者1,475人、死者12人に達した
	5月	●乳類、一部の乳製品、食肉製品について総合衛生管理製造過程(HACCP)を経た製造の承認制度が始まる
平成9年	4月	●食品衛生検査施設における適正管理運営基準(GLP)が義務付けられる
	5月	●鮮魚への一酸化炭素の使用問題に対し、厚生省がマグロ、ブリ中の一酸化炭素の検査基準を通知
	6月	●東京都でマレーシア産オイスターソースからボツリヌスA型菌検出 ●大型原油輸送船ダイヤモンドグレース号座礁による東京湾原油流出事故発生
平成10年	6月	●東京都と富山県でイクラ醤油漬を原因とするO157による食中毒事件発生
平成11年	4月	●いか乾製品を原因とするサルモネラ・オラニエンブルグによる食中毒事件が全国的に発生
	10月	●茨城県東海村ウラン燃料加工施設で放射能漏れ事故が発生
		●容器包装に入れられた生食用かきに「採取海域」の表示が義務付けられた
	11月	●鶏卵に期限表示等の表示が義務付けられた
平成12年	2月	●横浜市内の同一チェーン店でハンバーグステーキを原因とする腸管出血性大腸菌O157による食中毒事件が発生
	6～7月	●雪印乳業(株)大阪工場で製造された低脂肪乳を原因とする黄色ブドウ球菌による食中毒が発生し、発症者は8府県で約6,500人に達した
	7～8月	●全国的に食品に関する苦情件数が前年度を大きく上回った
平成13年	4月	●関東・東北地方で牛タタキ、ローストビーフを原因とする腸管出血性大腸菌O157による集団食中毒が発生する
	7月	●生食用鮮魚介類等の規格基準が設定され、成分規格、保存基準等が施行される
	9月	●千葉県で国内初のBSE感染牛が発見される。翌日より全国で全頭検査を開始
	11月	●西日本を中心に韓国産生カキによる赤痢感染が多発し、輸入禁止となる
平成14年	5月	●中国産冷凍ほうれん草による残留農薬違反が問題となる
	9月	●なし、リンゴ等の農産物に無登録農薬(カプタホール、シヘキサチン)が使用される
平成15年	5月	●食品安全基本法の制定、食品衛生法の大改正が行われる
	9月	●本場マグロ低温卸売場が稼動開始する
平成16年	4月	●横浜市食品衛生監視指導計画に基づく監視指導を開始する
	6月	●南部市場マグロ低温卸売場が稼動開始する
平成17年	7月	●本場冷凍・塩干低温売場が稼動開始する
平成18年	5月	●改正食品衛生法施行に伴いポジティブリスト制度スタート
	8月	●両市場検査所にガスクロマトグラフ質量分析計が導入される
	12月	●ノロウイルスによる食中毒が全国的に大発生する

平成19年	9月	●宮城県で生産された「いかの塩辛」により、腸炎ビブリオによる食中毒事件が全国で散発的に発生する(市内で発生した事件がこの発端となる)
	12月	●フグの不適切な取り扱いによる事故が多発したことから厚生労働省より指導強化の通知が出される
平成20年	1月	●中国産冷凍餃子から農薬メタミドホスが検出され、健康被害が発生する
		●茨城県で除毒されていないフグを喫食したことによる死亡事件が発生する
	9月	●両市場検査所にリアルタイムPCR装置が導入される
		●中国にて健康被害の原因であったメラミンが混入した食品が輸入される
		●非食用に限定された事故米穀を、非食用であることを隠して転売していたことが発覚する
	10月	●中国産冷凍インゲンから農薬ジクロロボスが検出され、健康被害が発生する
平成21年	6月	●新型インフルエンザWHO 警戒水準フェーズ6 世界的流行(パンデミック)
	7月	●神奈川県食の安全・安心の確保推進条例施行(一部平成22年4月1日施行)
	10月	●賞味期限切れ冷凍うなぎ蒲焼きの賞味期限偽装事件が発覚する この冷凍うなぎ蒲焼きからマラカイトグリーンやロイコマラカイトグリーンが検出される
平成22年	4月	●宮崎県で牛の口蹄疫発生
	6月	●えび、かにのアレルギー表示義務化
平成23年	3月	●東日本大震災、福島第一原子力発電所事故の発生
	4月	●ユッケによる腸管出血性大腸菌食中毒事件が発生
	9月	●両市場検査所において、食品中の放射性物質検査開始
	10月	●生食用食肉の規格基準が設定される
平成24年	4月	●食品中の放射性物資の基準値が設定される
	7月	●牛肝臓の生食用としての販売提供が禁止
	8月	●浅漬を原因とする腸管出血性大腸菌O157食中毒事件が発生
	10月	●両市場検査所において、ゲルマニウム半導体検出器を用いた放射性物質検査を開始
平成25年	10月	●大手ホテルやデパートの料理でメニューと異なる食材を使う虚偽表示問題が発覚
	12月	●冷凍食品から農薬マラチオンが検出され、健康被害が発生する
		●和食がユネスコ無形文化遺産登録決定
平成26年	1月	●浜松市内の学校で給食のパンを原因とする大規模なノロウイルス食中毒が発生
	7月	●中国の食肉加工会社で期限切れ鶏肉等を日本へ供給していた問題が発生
		●静岡市内で冷やしキュウリによる大規模な腸管出血性大腸菌 O157事件が発生
	12月	●全国的に食品へ異物混入事件が相次ぎ、製造者側では自主回収対応等を実施
平成27年	3月	●南部市場食品衛生検査所が閉所し、本場食品衛生検査所と統合
	4月	●食品表示法施行
	6月	●豚の肉や内臓を生食用として販売提供することが禁止
平成28年	3月	●本場水産棟の低温化工事が完了
	8月	●神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例が一部改正され、「ふぐ加工製品」を業として取り扱う場合は、知事の認証を受けなくても届出のみで調理・加工等を認められることとなった
平成29年	2月	●学校給食で提供された刻みのりを原因とする大規模なノロウイルス食中毒が発生
	8月	●関東地方を中心に腸管出血性大腸菌O157 VT2による食中毒が発生
	9月	●新たな加工食品の原料原産地表示制度が始まる

平成30年	6月	●15年ぶりの食品衛生法改正(HACCPに沿った衛生管理の制度化等)
	9月	●26年ぶりに国内で豚熱(豚コレラ)発生
	12月	●年間の最多食中毒発生原因がアニサキスの467件
令和元年	9月	●南部市場に「賑わいエリア」が開業
	12月	●中国湖北省武漢で最初の新型コロナウイルス感染症(COVID-19)患者が確認される
令和2年	2月	●新型コロナウイルス感染症予防のため、年度末食品衛生責任者講習会を中止する
	3月	●南部市場「賑わいエリア」の所管を金沢福祉保健センターに移管
	4～5月	●首都圏に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出される
	6月	●食品用器具・容器包装について、安全性を評価した物質のみを使用可能とするポジティブリスト制度の導入
		●HACCPに沿った衛生管理の実施(令和3年6月1日から完全実施)
令和3年	6月	●食品衛生法の改正に伴い再編された営業許可制度及び創設された営業届出制度が施行
		●魚介類行商等の神奈川県条例に基づく営業許可業種が廃止
		●HACCPに沿った衛生管理が完全実施。これに伴い、衛生規範を定める通知が廃止
		●食品衛生申請等システム(厚生労働省)の運用開始
令和4年	6月	●神奈川県「食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例(平成12年神奈川県条例第8号)」に新たに「屋台型臨時営業」及び「簡易固定型臨時営業」の施設基準が設けられた
令和5年	5月	●新型コロナウイルス感染症の位置づけが「新型インフルエンザ等感染症(いわゆる2類相当)」から「5類感染症」へ移行した
	8月	●旅館業法施行規則等の一部を改正する省令が公布され、食品衛生法による営業許可においても事業譲渡による地位の承継ができるようになった
	11月	●中央卸売市場本場にて4年ぶりに市場まつりが開催され、多くの市民の来場があった
令和6年	3月	●国内大手製薬メーカー製造の紅麴を原料とする機能性表示食品による多数の健康被害が公表された。同食中毒事件の不備事項を踏まえ、「健康食品」等による健康被害防止対応体制が定められ、また、機能性表示食品のGMP(製造・品質管理基準)の義務化が決定した
		●規制指導行政の根拠となる食品検査の信頼性を一層確保するため、「食品中の食品添加物分析法の妥当性確認ガイドライン」が示された
	4月	●食品衛生基準行政(規格基準等の分野)が、厚生労働省から消費者庁に移管された(食品監視行政は、引き続き厚生労働省が所管)
	6月	●神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例改正、有毒部位が完全に除去された加工ふぐのみを扱う場合、同条例上の届出が不要となった
	7月	●横浜市内百貨店が土用の丑の日に催事販売したうなぎを原因とする大規模食中毒発生(患者数:162人、病因物質:黄色ブドウ球菌)

「食品衛生検査所事業概要」

令和7年7月発行

横浜市中心卸売市場

本場食品衛生検査所

〒221-0054

横浜市神奈川区山内町1番地

TEL045(441)1153

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/kenko-iryo/shoku/shokuhineisei/>